

所得税の確定申告と市県民税の申告は申告3月16日(月)まで

市県民税申告相談受付日程表

Table with columns for Date (期日), Location (会場), and Branch/Area (支所/地域). It lists consultation hours for various branches across Tochigi Prefecture from February to March.

※通常時間に来場できない方のため、左記の期日は、時間を18時30分まで延長して受付を行います。

前年1月1日から12月31日までの一年間に生じたすべての所得について計算し、税金の額を確定します。必ず期限内に正しく申告してください。

所得税確定申告が必要な方
▼事業所得や不動産所得、譲渡所得などがある方
○公的年金に係る雑所得のみで源泉徴収された税金が納め過ぎの方 など

市県民税申告が必要な方
○確定申告の必要はないが、前年中何らかの所得があった方
○給与所得者(パート・アルバイト含む)で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない方

確定申告で還付を受けたい方
○収入・所得がない方で、扶養者の勤務先や官公庁への証明書等の提出が必要となる方

医療費控除や住宅借入金
○国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料で軽減等の算定が必要な方

公的年金等を受給されている方
平成23年分以降は、公的年金等の収入金額の合計額が4百万円以下でかつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場

合、確定申告の必要はありませんが、還付を受ける場合や純損失や雑損失の繰越控除などの適用を受ける場合は、確定申告書の提出が必要です。

また、公的年金等の収入金額が4百万円以下でもその他の所得がある場合や、医療費控除等の控除を受けられる場合には、市県民税の申告が必要となります。

所得税の確定申告
※詳細は広報とちぎ1月号をご覧ください。

会場 栃木商工会議所(片柳町2丁目)
◆開設期間 2月16日(月)～3月16日(月) ※土日を除く

◆受付時間 9時～16時
※期間中は栃木税務署庁舎での申告相談は行っていません。

◆問合せ先 栃木税務署(22)0885(自動音声案内)
◇確定申告書の作成にはインターネットが利用できます

◇申告に関するお問い合わせ
○期間中、市役所本庁および総合支所の市民税担当窓口では申告の受付をいたしません。各申告会場で申告してください。

◇申告に必要なもの
○売上、収入、経費などがわかる収支内訳書等

◇申告に必要なもの
○青色申告、国外扶養をする方の申告は受付できません。

◆問合せ
○国民健康保険料(国民年金・国民健康保険税等)の領収書等

○生命保険料・地震保険料
○障がい者控除を受ける場合は、状況を証明する手帳もしくは証明書

○医療費控除を受ける場合は、医療費の領収書、補てんされた金額のわかるもの

○その他、収入確認、控除に必要なもの

○通帳又は口座のわかるもの(還付申告の場合)

◆問合せ
○本市民税課 ☎(21)22665

○大市民税課 ☎(43)92008

○都税課 ☎(29)11001

○西地域まちづくり課 ☎(92)03004

○岩税務課 ☎(55)7757